

平成 26 年 6 月 24 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ高格付カナダドル債オープン・ 為替アクティブヘッジ（毎月分配型）

当社は、平成 26 年 7 月 9 日に「ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ（毎月分配型）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

#### 1. ファンドの特色



カナダ・ドル建ての公社債等に投資します。投資対象の公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。

(※)「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。

#### 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
投資適格 高い↑	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
	低い↓	

■債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※投資対象の公社債等の取得時における格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上を基本とします。

◆取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。

- 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- 金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。

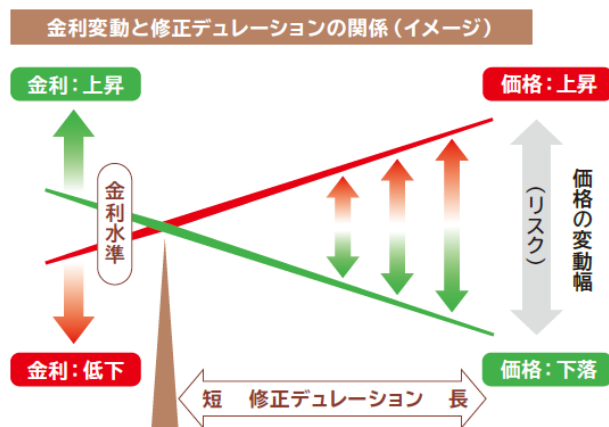
大和投資信託

Daiwa Asset Management

- ◆ 公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。

## 修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



## 為替アクティブヘッジを行いません。

- ◆ 為替アクティブヘッジは、市場全体のリスクの高まりや金利変動等を定量的に捉えて為替ヘッジを行なうことにより、円高時に為替差損を抑制することをめざします。
- ◆ 為替ヘッジを行なう場合は、保有する外貨建純資産の評価額に対して100% 為替ヘッジすることを基本とします。
- ◆ 為替アクティブヘッジを行なうために必要な外国為替予約取引等の指図に関する権限をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

### ● シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて

- ・シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（本拠地：香港）は、シティグループ・インク傘下の投資運用会社です。2007年に、香港SFCよりアセット・マネジメント業のライセンスを受けております。
- ・シティグループ・インクは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。

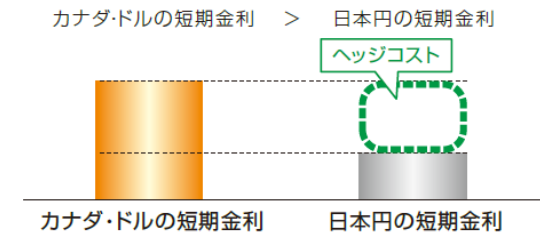
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびシティグループ・インクは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標またはサービスマークであり、大和証券投資信託委託株式会社が利用許諾に基づき使用しています。

## 為替ヘッジとは

■一般に、将来取引する為替レートをあらかじめ予約しておくこと等によって、外貨建資産を組入れたときの為替変動リスクを低減する手法をいいます。

※為替ヘッジを行っても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。  
 ※為替ヘッジを行なう際、日本円の短期金利がカナダ・ドルの短期金利よりも低い場合は、金利差相当程度のヘッジコストが生じます。

### ヘッジコストのイメージ



(注) 上記はイメージであり、実際の金利、ヘッジコストとは異なります。

## フルヘッジとの比較

- 1 為替ヘッジなし
- 2 フルヘッジ (常に100%為替ヘッジする方法)
- 3 為替アクティブヘッジ

為替アクティブヘッジでは、円安時の為替差益を享受しつつも、円高時の為替差損を抑制することをめざします。

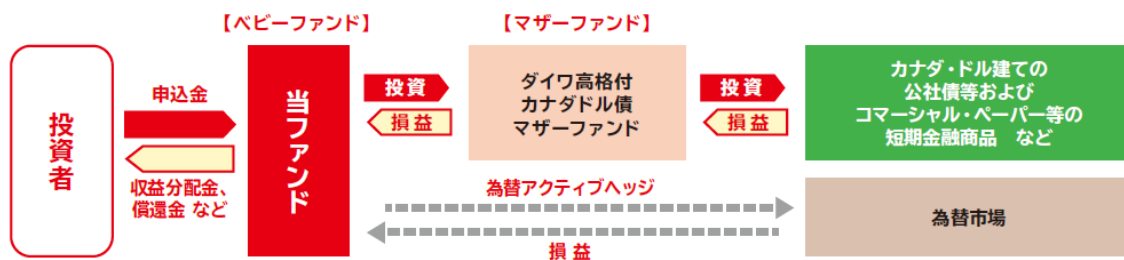
	円高時の為替差損	ヘッジコスト	円安時の為替差益
①為替ヘッジなし	為替差損を回避することはできません。	発生しません。	為替差益を享受することができます。
②フルヘッジ	為替差損を回避することができます。	常時発生します。	為替差益を享受することはできません。
③為替アクティブヘッジ	為替差損を回避することが期待できます。	為替ヘッジを行なった期間に応じて発生します。	為替差益を享受することが期待できます。

※円高時に必ず為替ヘッジを行なうことを保証するものではありません。また、為替ヘッジを行なった後、為替が円安となった場合には、為替差益が享受できない可能性があります。

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド (当ファンド) とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



■マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

■当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）初回決算日は、平成26年9月10日（休業日の場合翌営業日）とします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

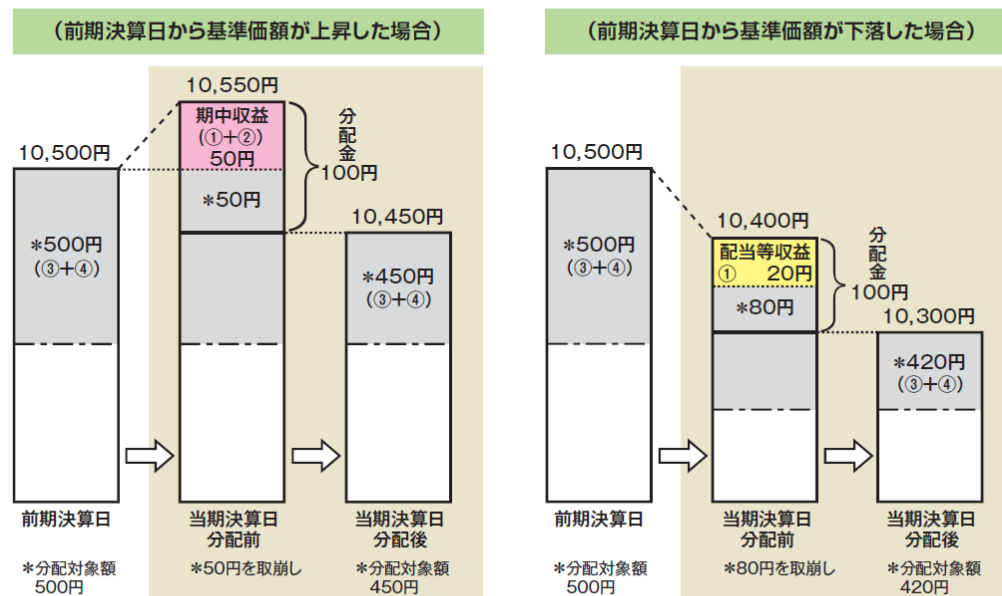
[ 収益分配金に関する留意事項 ]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

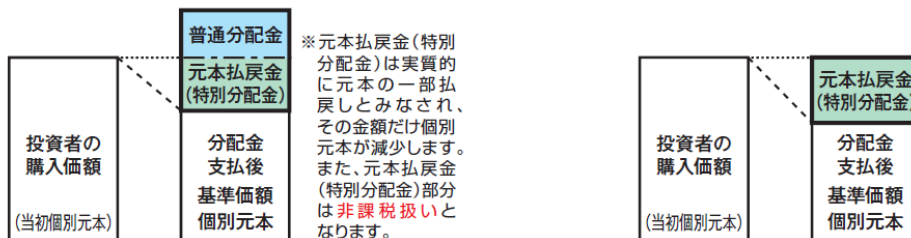
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりか小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) 減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

## 2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

<p><b>公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</b></p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p><b>為替変動リスク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替ヘッジを行わない場合、外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</li> <li>・ 為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクの低減を図ることをめざしますが、為替変動による基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。</li> <li>・ 為替ヘッジを行なう際、日本円の短期金利がカナダ・ドルの短期金利よりも低い場合は、金利差相当分がコストとなります。</li> </ul>
<p><b>カントリー・リスク</b></p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>2.16% (税抜 2.0%)</b> です。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して <b>年率 1.458% (税抜 1.35%)</b> ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。		
	<運用管理費用の配分>	委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額に応じて)
	300億円未満の場合	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70% (税抜)
	300億円以上1,000億円未満の場合		年率0.75% (税抜)
1,000億円以上の場合	年率0.80% (税抜)		
受託会社	年率0.05% (税抜)		
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ (毎月分配型)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引の休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成26年7月9日から平成27年8月4日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成26年7月9日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成26年7月9日から平成36年5月10日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。

繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li><li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li><li>・やむを得ない事情が発生したとき</li></ul>
決算日	毎月10日（休業日の場合翌営業日） （注）初回決算日は、平成26年9月10日（休業日の場合翌営業日）とします。
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
販売会社	三菱東京UFJ銀行
受託銀行	三井住友信託銀行

## 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上